

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第24号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後													改正前																						
別表第3（第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条、第21条関係）													別表第3（第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条及び第21条関係）																						
種類			離隔距離 (cm)							備考	種類			離隔距離 (cm)							備考														
			入力	上方	側方	前方	後方	備考	入力					上方	側方	前方	後方	備考																	
<省略>													<省略>																						
ふろがま	気体燃料以外	不燃	半密閉式	浴室内外がまでバーナーを取り出しのないもの	21kW 以下	—	15	15	15	注1	注1	ふろがま	気体燃料以外	不燃	半密閉式	浴室内外がまでバーナーを取り出しのないもの	21kW 以下	—	15	15	15	注1	注1	ふろがま	気体燃料以外	不燃	半密閉式	浴室内外がまでバーナーを取り出しのないもの	21kW 以下	—	15	15	15	注1	
					(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42kW 以下)	—	—	—	—	0cm							(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42kW 以下)	—	—	—	—	0cm													
					内がま	21kW 以下	—	—	60	—							とす	内がま	21kW 以下	—	—	60							—	とす					
<省略>			<省略>			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	プロピレン浴槽等)	<省略>			<省略>			<省略>			<省略>			<省略>			プロピレン浴槽等)									
密閉式			密閉式			21kW 以下	—	2	2	2	注	密閉式			密閉式			21kW 以下	—	2	2	2	注1	密閉式			密閉式			21kW 以下	—	2	2	2	注1
						(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バー							槽等)の場合とはす							(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バー							槽等)の場合とはす							(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バー	

			ナーが 70kW 以下 であって、 かつ、ふろ 用バーナー が 21kW 以 下)				
	<省略>		<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>
不 燃	半密閉式	浴室内設置	外が21kW 以下 まで(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも 取りのあつて 出しは 42kW 以 下の下) ない もの	—	4.5 <u>注</u>	—	4.5
			内が21kW 以下 ま (ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のあつて は 42kW 以 下)	—	—	—	—
	<省略>	<省 略>	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>
	密閉式		21kW 以下 (ふろ用以 外のバーナ	—	2 <u>注</u>	—	2

			ナーが 70kW 以下 であって、 かつ、ふろ 用バーナー が 21kW 以 下)				
	<省略>		<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>
不 燃	半密閉式	浴室内設置	外が21kW 以下 まで(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも 取りのあつて 出しは 42kW 以 下の下) ない もの	—	4.5 <u>注1</u>	—	4.5
			内が21kW 以下 ま (ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のあつて は 42kW 以 下)	—	—	—	—
	<省略>	<省 略>	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>
	密閉式		21kW 以下 (ふろ用以 外のバーナ	—	2 <u>注1</u>	—	2

				対流を前方に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	外場の場合は100cmとする。
				温風を全方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
				密閉式 強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5	
				上記に分類されないもの				—	100	60
厨房設備	気体燃料以外	燃	開放式	組込型 ・ グリ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方側
				対流を前方に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	外場の場合は100cmとする。
				温風を全方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
				密閉式 強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5	
				上記に分類されないもの				—	100	60
厨房設備	気体燃料以外	燃	開放式	ドロップイン式 こん	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方側

注3：ダクト接続型の場合には100cmとする。

注4：機器本体上方側

		ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ んろ							
		据置 型レ ンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15	15	15 注
不燃	開放式	組込 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん	14kW 以下	80	0	—	0		

又後の隔離示
方は方距離をす。

		る、 キャ ビネ ット 型グ リル 付こ んろ							
		据置 型レ ンジ	21kW 以下	100	15 注4	15	15	15	15 注4
不燃	開放式	ドロ ップ イン 式こ ん ろ、 キャ	14kW 以下	80	0	—	0		

方
は
方
離
距
を
側
又
後
の
隔
離
示
す。

					る・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ んろ											
					据置 型レ ンジ	21kW	80	0	—	0						
<省略>					<省 略>	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>						
<省略>																
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	開 放 露 出	バー ナー が 露 出	壁 掛 け 型 、 つ り	7kW 以下	30	60	100	4.5	注 ： 熱 対 流 方 向				

					ビネ ット 型グ リル 付こ んろ											
					据置 型レ ンジ	21kW	80	0	—	0						
<省略>					<省 略>	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>						
<省略>																
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	開 放 露 出	バー ナー が 露 出	壁 掛 け 型 、 つ り	7kW 以下	30	60	100	4.5	注 ： 熱 対 流 方 向				

				下げ型	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	一方に向集中する場合については60cmとする。	
					半閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい						注
					不燃開放式	バーナーが壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80		4.5
<省略>				自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	<省略>		
					半閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい						注
<省略>					<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
<省略>												
移动式ストーブ	気体燃料以外	不燃開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1 : 熱対流方向が一方に向集中する場合に		
				全周放射型	7kW以下	100	100	100	100			
				自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5			
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
不燃開放式	バーナー	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5					
		全周放射型	7kW以下	80	80	80	80					

				下げ型	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	注5 : 熱対流方向が一方に向集中の場合については60cmとする。	
					半閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい						注5
					不燃開放式	バーナーが壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80		4.5
<省略>				自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	<省略>		
					半閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい						注5
<省略>					<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
<省略>												
移动式ストーブ	気体燃料以外	不燃開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注5 : 熱対流方向が一方に向集中の場合については60cmとする。		
				全周放射型	7kW以下	100	100	100	100			
				自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5			
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
不燃開放式	バーナー	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5					
		全周放射型	7kW以下	80	80	80	80					

器具

			(1口)						上方の側
			卓上型こ	14kW以下	100	15	15	15	方又は後方の距離を示す。
			ろ(2口以上)						
			・グリル付こ						
			ろ・グリドル付こ						
			ろ						
			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
不燃	開放	バーナーが露出	卓上型こ	5.8kW以下	80	0	—	0	
			ろ(1口)						
			卓上型こ	14kW以下	80	0	—	0	
			ろ(2口以上)						
			・グリル付こ						

			(1口)						とする。
			卓上型こ	14kW以下	100	15	15	15	
			ろ(2口以上)						
			・卓上型グリル付こ						
			ろ						
			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
不燃	開放	バーナーが露出	卓上型こ	5.8kW以下	80	0	—	0	
			ろ(1口)						
			卓上型こ	14kW以下	80	0	—	0	
			ろ(2口以上)						
			・卓上型グリル付こ						

				リル 付こ ん ろ・ グリ ドル 付こ んろ							上型 グリ ル付 こん ろ										
			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>				<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>			
<省略>									<省略>												
電 気 温 風 機	電気	不燃以外			2kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注： 温風 の吹き出し 方向にあつて は60cmとす る。	電 気 温 風 器	電気	不燃以外			2kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注7 ：温 風の吹き出し 方向にあつて は60cmとす る。
		不燃			2kW 以下	0	0	—	0				注7	注7	注7	注7					
電 気 調 理 用 機 器	電気	不燃以外 電気こん ろ、電気分 の全部レン ジ、又は一 部が電磁誘 導加熱式調 理器（こん ろ形態のも の）に			4.8kW 以下 (1口当 たり2kWを 超)	100	2	2	2	注1 ：機 器本 体上 の方 又は 後	電 気 こ ん ろ	不燃以外			4.8kW 以下 (1口当 たり2kWを 超え3kW 以下)	100	2	2	2	注8 ：機 器本 体上 の方 又は	
					え3kW 以下)	—	10	—	10						注2	注2					
					4.8kW 以下 (1口当 たり1kWを 超	100	2	2	2						注1	注1					
					—	—	15	—	15						注1	注1					

		限る。)	え 2kW 以下)	10 注2	10 注2	の 離 隔 距 離 (こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い 場 合 に お け る 発 熱 体 外 周 ら の 距 離) を 示 す。 注2 : 機 器 本 体 上 方 側 又 は 後 方 の 離 隔 距 離 (発 熱 体 外 周 ら の 距離) を 示 す。 注9 : 電 気 レ ン ジ で こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 の 本 体 上 方 側 又 は 後 方				
			4.8kW 以下 (1 口 当 り 1kW 以 下)	100 2	2 2	え 2kW 以 下) 4.8kW 以下 (1 口 当 り 1kW 以 下)	100 2	2 2	2 2	後 方 の 離 隔 距 離 (発 熱 体 外 周 ら の 距離) を 示 す。
		こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの	5.8kW 以下 (1 口 当 り 3.3kW 以 下)	100 2	2 2	こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの	100 2	2 2	2 2	後 方 の 離 隔 距 離 (発 熱 体 外 周 ら の 距離) を 示 す。
不燃	電気	こんろ部 の全部 レンジ、 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器 (こんろ 形態の ものに 限る。)	4.8kW 以下 (1 口 当 り 3kW 以 下)	80 0	0 注1 注2	電気 レンジ の全部 レンジ、 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器 (こんろ 形態の ものに 限る。)	80 0	0 注1 注2	0 注1 注2	注9 : 電 気 レ ン ジ で こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 の 本 体 上 方 側 又 は 後 方
	電気		4.8kW 以下 (1 口 当 り 2kW を 超え 3kW 以下)	100 2	2 2		100 2	2 2	2 2	注9 : 電 気 レ ン ジ で こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 の 本 体 上 方 側 又 は 後 方
	不燃		4.8kW 以下 (1 口 当 り 3kW 以 下)	80 0	0 注8		80 0	0 注8	0 注8	注9 : 電 気 レ ン ジ で こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 の 本 体 上 方 側 又 は 後 方
	不燃		4.8kW 以下 (1 口 当 り 1kW を 超え 2kW 以下)	100 2	2 2		100 2	2 2	2 2	注9 : 電 気 レ ン ジ で こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 の 本 体 上 方 側 又 は 後 方
	不燃		4.8kW 以下 (1 口 当 り 1kW 以 下)	100 2	2 2		100 2	2 2	2 2	注9 : 電 気 レ ン ジ で こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 の 本 体 上 方 側 又 は 後 方
	不燃		4.8kW 以下 (1 口 当 り 3kW 以 下)	80 0	0 注8		80 0	0 注8	0 注8	注9 : 電 気 レ ン ジ で こ んろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 の 本 体 上 方 側 又 は 後 方

									距離(この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の周りの距離)を示す。										距離(発熱体の周りの距離)を示す。	
									電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2			
									電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃	こんろ形のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	0	0			
									電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃	こんろ形のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	4.5	4.5	4.5			
									電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃	こんろ形のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	4.5	4.5	4.5			
電気	電気	不燃以外	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面については10cmとする。	電気	電気	不燃以外	2kW以下	10	4.5注10	4.5注10	4.5注10				注10：排気口面については10cmとする。
									電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃	こんろ形のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	10	4.5注10	4.5注10	4.5注10			
電子	電気	不燃以外	電熱装置 2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気	電子	電気	不燃以外	電熱装置 2kW以下	10	4.5注10	4.5注10	4.5注10				

レンジ			を有するもの						口面にあっては10cmとする。	レンジ									を有するもの										
	不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注				不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10										
<省略>										<省略>																			
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 ：前に排気口を有する器具あては0cmとする。注2 ：排気面あては4.5cmとする。	電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5											
		不燃	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2				不燃	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注11	0 注12	— 注12	0 注12											注11 ：前に排気口を有する器具あては0cmとする。

電気 温水器	電気	不燃以外	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	0	0	—	0

備考 <省略>

電気 温水器	電気	不燃以外	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	0	0	—	0

備考 <省略>

注 12
: 排
気口
にあ
つて
は
4.5cm
とす
る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。